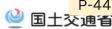
住宅性能表示制度・長期優良住宅認定制度に関する壁量基準の見直し



【住宅性能表示制度】

耐震等級等において2階以下の木造建築物に適用される壁量計算については、建築基準法関係告示の改正(令和6年5月31日)に合 わせて実荷重に応じた必要壁量を算定するよう見直し(令和6年7月5日改正)。

【長期優良住宅認定制度】

ZEH水準の重量化した建物に対応した耐震性能を確保するため、壁量計算により耐震性を確認する場合には、令和4年10月より暫定 的に耐震等級3を求めていたところ。住宅性能表示制度における壁量基準の見直しを踏まえ、<u>壁量計算による場合であっても耐震等</u> 級2以上で認定可能となるよう、暫定的な措置を終了(令和6年7月5日改正)。

① 住宅性能表示制度における評価方法基準の見直し

● 以下の算定式により、<u>実荷重に応じた必要壁量を算定することを規定</u>。等級2以上の適合判定にあたっては、<u>等級に応じた倍率(等級2</u> =1.25倍、等級3=1.5倍)を乗じて必要壁量を算定するよう見直し。

※必要壁量表は廃止。地震地域係数Zは引き続き計算に含める。

※準耐力壁等の扱いについては、改正後の建築基準法の規定と同様とする。

<算定式(床面積あたりに必要な壁量)>

 $Lw = (Z \cdot Ai \cdot Co \cdot \Sigma wi) / (0.0196 \cdot Afi)$

Lw: 当該階の床面積あたりの必要壁量 [cm/m]

層せん断力分布係数

 $-\alpha i$ × 2T/ (1+3 T) Ai=1+ { $(1/\sqrt{\alpha}i)$ 固有周期T=0.03h

Co:標準せん断力係数 0.2とする。 ※令第88条第2項の規定により指定した区域の場合は0.3

Σwi: 当該階が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和(積雪荷重を

Afi: 当該階の面積 [m]

【注】赤字部分は建築基準法における算定式と異なる箇所

② 長期優良住宅認定制度における認定基準の見直し

● 壁量計算により耐震性を確認する場合には、耐震等級2以上で認定基準に適合するよう見直し。 ※令和4年10月より、耐震等級3を求めていた暫定的な措置は終了。

③ 経過措置

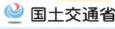
● これらの基準の見直しは<u>令和7年4月1日より適用</u>する。ただし、<u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までに設計住宅性能評価又は長</u> 期優良住宅の認定等の申請を行うものについては、改正前の基準によることができる。

> 国資料 P-46

37

【建築基準法第20条第1項第2号】

階高の高い3階建て木造建築物等の構造計算の合理化



現状·改正主旨

- 高さ13m又は軒高9mを超える木造建築物を建築する場合、高度な構造計算(許容応力度等計算 等)により、構造安全性を確認する必要があり、一級建築士でなければ設計又は工事監理をしてはな らない。(法第20条第1項第2号)
- 近年の建築物の断熱性向上等のために、階高を高くした建築物のニーズが高まっている。
- 一定の耐火性能が求められる木造建築物の規模(第21条第1項)については、安全性の検証の結 果、高さ13m超又は軒高9m超から、4階建て以上又は高さ16m超に見直されている(H30法改正)。

		~13m [※] ※軒高9m	13m [※] ~60m ※軒高9m	60m~	
	~500ml	仕様規定			
1 階建	500㎡∼	簡易な構造計算(許容応力度計算)	高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)	時刻歴 応答解析	
2 階建	~500ml	仕様規定			
	500m ¹ ∼				
3 階建 4 階建~		簡易な構造計算 (許容応力度計算)	The Control of the Co		
		3.00 m . m . 9 m 10 (90)			

改正概要

○ 高度な構造計算までは求めず、二級建築士においても設計できる簡易な構造計算(許容応力度計 算)で建築できる範囲を拡大

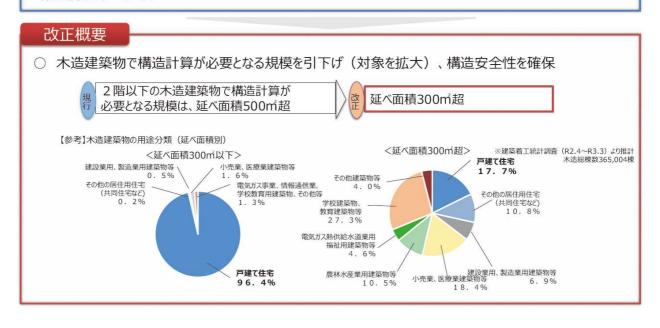
【簡易な構造計算の規模】





現状·改正主旨

- 2014 (平成26) 年の豪雪被害をうけ、スパンの大きい等の要件に該当する建築物では構造計算において積雪 荷重を割増すことになっている。(H30告示改正)
- 2 階建以下で延べ面積500m2以下の木造建築物については、大スパンの屋根であっても構造計算が求められ
- ていない。 (法第20条第1項) 多様なニーズを背景として、大空間を有する建築物が増加しており、これらの建築物に対応した構造安全性の確 保が必要となっている。

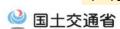


国資料 P-48

39

【建築基準法第20条】

木造建築物の構造計算対象の規模



規模		高さ <u>13m以下*</u> ※軒高9m以下	高さ13m [*] 超 60m以下 ※軒高9m超	高さ60m超	
	500㎡以下	仕様規定		時刻歴 応答解析	
1階建	<u>500㎡</u> 超	簡易な構造計算 (許容応力度計算)			
つ (7th7:井	500㎡以下	仕様規定	高度な構造計算 (許容応力度等計算、		
2階建	<u>500㎡</u> 超		保有水平耐力計算)		
3階建		簡易な構造計算 (許容応力度計算)			
4階建~	_	(町口川の川文町井)			

規模		高さ <u>16m</u> 以下	高さ <u>16m</u> 超 60m以下	高さ60m超	
	300m以下	仕様規定		時刻歴 応答解析	
1階建	300㎡超	簡易な構造計算 (許容応力度計算)			
a Rikath	300ml以下	仕様規定	高度な構造計算		
2階建	<u>300㎡</u> 超	簡易な構造計算	(許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)		
3階建		(許容応力度計算)	体有水干顺力計算/		
4 階建~	V	高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)			

その他の小規模木造建築物に係る基準の見直し



【枠組壁工法】

平成13年告示第1540号 改正

- ① 壁量等基準の整備
 - 簡易表は廃止し、算定式を位置づけ
 - ・存在壁量に準耐力壁等を考慮可能化
 - ・鉛直方向壁量充足率を規定
- ② 構造計算ルート2の創設
- ③ 床根太・たる木の間隔が65cm超の場合に、部分計算による検証で可とするよう合理化 (現行では、ルート1計算時に床根太・たる木の間隔が65cm超の場合には、建築物全体の構造計算が必要)
- ④ 床版・屋根版の面材にMDFを追加
- ⑤ 外壁の隅角部又は開口部の両端にあるたて枠と床組との金物等による緊結をルート1 計算時に適用除外 (現行では、ルート1計算時も、外壁の隅角部又は開口部の両端にあるたて枠と床組を、金物又は壁材で緊結が必要)
- <u>⑥ 木質接着パネル工法に関する項目の除外</u> (※平成13年告示第1540号と第1541号を統合)
 - ・本工法の告示を新設し、仕様規定及び許容応力度計算ルートを新設予定 (平成13年告示第1540号からは規定を削除)
- ・「木質プレハブ工法」から「木質接着パネル工法」に名称を変更

【伝統的構法等】

平成28年告示第690号 第691号 改正

- ○平成28年告示第691号第2号において、耐力壁線間距離の算定式を追加
- ○階高が3.2mを超える場合、告示の各表の値に階高に応じた係数を乗じる

【基礎】

平成12年告示第1347号 改正

○地盤の種別に関わらず、鉄筋コンクリートの基礎を用いることとする (現行では、著しい不同沈下等の生ずるおそれのない強固の地盤では、無筋のコンクリート基礎とすることができる)

41

国資料 P-52

【建築士法第3条】

建築基準法改正に伴う二級建築士等の業務独占範囲の見直し



国土交通省

現状·改正主旨

- 〇 「高さ13m又は軒高9m超」の木造建築物等の新築、増改築等を行う場合は、設計等に高度な構造計算が必要であるた め、一級建築士でなければ、設計又は工事監理をしてはならないとされている。(簡易な構造計算の対象となる「高さ13m以下かつ軒 高9m以下」の建築物は二級建築士も設計等を担えることとしている。)
- 今般の建築基準法の改正により、3 階建て木造建築物のうち、簡易な構造計算によって構造安全性を確かめることが可能 な範囲を、現行の「高さ13m以下かつ軒高9m以下」から、「高さ16m以下」に見直すこと等に伴い、簡易な構造計算の対 象となる建築物の範囲として定められている二級建築士等の業務範囲について、見直し後の構造計算の区分と整合させる必

改正概要

- 従来は「高さ13m以下かつ軒高9m以下」の建築物について担えることとしていた二級建築士の業務範囲を、「階数が3 以下かつ高さ16m以下」の建築物に改正する(※)
 - ※ 一級建築士でなければ設計等をすることのできない木造建築物等の「高さ」について、「地階を除く階数 4以上又は高さ16m超」に見直す。
- ※ 木造建築士の業務範囲についても「階数が2以下かつ高さ16m以下」の木造建築物に見直す。





【参考】省エネ基準適合義務化

※詳細は10月24日、11月6日に開催する「改正建築物省エネ法講習会」 で説明します。

43

改正建築物省エネ法の概要

低炭素建築物認定·長期優良住宅認定等

一次エネルギー消費量基準等を強化

国資料 P-55

・ 2022年に建築物省エネ法の改正法が公布され、原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務 付けるなど、省エネ性能の底上げやより高い省エネ性能への誘導等を措置。 住宅金融支援機構法 ■ 省エネ性能の底上げ ■ ストックの省エネ改修 2025年4月~ 2023年4月~ 住宅の省エネ改修の低利融資制度の創設(住宅金融支援機構) 全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け ○ 対象: 自ら居住するための住宅等について、省エネ・再エネに資する所 ※ 建築確認の中で、構造安全規制等の適合性審査と一体的に実施 定のリフォームを含む工事 ※ 中小工務店や審査側の体制整備等に配慮して十分な準備期間を確保 ○ 限度額:500万円、返済期間:10年以内、担保・保証: なし しつつ、2025年度までに施行する 建築基準法 現行 改正 省エネ改修で設置 形態規制の合理化(施行済) 絶対高さ制限 高効率の 非住宅 非住宅 住宅 熱源設備 高さ制限等を満たさないことが 大規模 適合義務 適合義務 届出義務 適合義務 構造上やむを得ない場合 (市街地環境を書さない範囲で) 形能は担告リアルナス 適合義務 適合義務 届出義務 中規模 適合義務 形態規制の特例許可 小規模 説明義務 説明義務 適合義務 適合義務 建築物省工ネ法 ■ 再工ネ利用設備の導入促進 2024年4月~ 建築物省エネ法 市町村が、地域の実情に応じて、太陽光発電等の再工ネ利用設備 ■ より高い省エネ性能への誘導 *1の設置を促進する区域*2を設定 2024年4月~ 住宅トップランナー制度 ※1 太陽光発電、太陽熱利用、地中熱利用、バイオマス発電 等 省エネ性能表示の推進 ※2 区域は、住民の意見を聴いて設定。「行政区全体」や「一定の街区」を想定 の対象拡充(施行済) 再エネ導入効果の説明義務 【改正前】建壳戸建、注文戸建 ・販売・賃貸の広告等に省エネ性能を 賃貸アパー 表示する方法等を国が告示 建築士から建築主へ、再エネ利用設備の導入効果等を書面で説明 条例で定める用途・規模の建築物が対象 必要に応じ、<u>勧告・公表・命令</u> 【改正後】分譲マンションを追加 【改正前】 【改正後】 形態規制の合理化| ※新築も対象 ▲30~40% (参考) 誘導基準の強化[省令·告示改正] 非住宅 促進計画に即して、再エネ利用

設備を設置する場合

形態規制の特例許可

▲20%

▲ 10%

住字

▲20%

太陽光パネル等で屋根をかけると建蔽率(建て坪)が増加

2025年4月(R7年4月)以降に着工する原則全ての住宅・建築物について省エネ基準適合が義務付けられる。

省エネ基準適合義務制度において新たに対象となる建築物

原則、全ての住宅・建築物を新築・増改築する際に、省エネ基準への適合が義務付けられます。

<現行制度からの変更点>

	現行制度	
	非住宅	住宅
大規模(2000m ³ 以上)	適合義務	届出義務
中規模 (300㎡以上)	適合義務	届出義務
小規模 (300㎡未満)	説明義務	説明義務

2025年 4月以降

改正(2025年4月以降)				
非住宅	住宅			
適合義務	適合義務			
適合義務	適合義務			
適合義務	適合義務			

適用除外

以下の建築物については適用除外となる。

- ① 10㎡以下の新築・増改築
- ② 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないもの
- ③ 歴史的建造物、文化財等
- ④ 応急仮設建築物(建築基準法第85条第1項又は第2項)、仮設建築物(同法第85条第2項)、仮設興行場等(同法第85条第6項又は第7項)

空気調和設備を設ける必要がないものの例

- ✓ 自動車車庫、自転車駐車場、畜舎、 堆肥舎、公共用歩廊
- ✓ 観覧場、スケート場、水泳場、 スポーツの練習場、神社、寺院等 (例外的適用除外)
- ✓ 適用除外部分と一体的に設置される昇降機

45

増改築時の省エネ基準適合

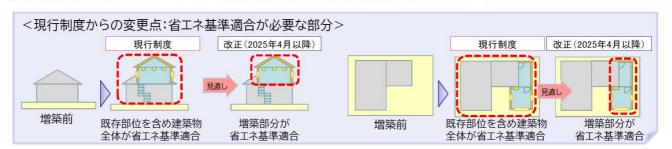
国資料 P-61

- ▶ 省エネ基準適合義務制度は、<u>増改築を行う場合にも対象</u>となる。「増改築」には、修繕・模様替え(いわゆるリフォーム)は含まれない。
- ▶ 増改築の場合は、増改築を行う部分が省エネ基準に適合する必要がある。

増改築の場合の基準適合義務制度の対象となる部分について

現行制度とは異なり、増改築を行う場合は、<mark>増改築を行った部分が省エネ基準に適合する必要</mark>がある。

- ※ 増改築部分を含めた建築物全体ではない点に要注意。
- ※ 修繕・模様替え(いわゆるリフォーム・改修)は省エネ基準適合義務制度の対象ではない。



増改築の場合の留意事項

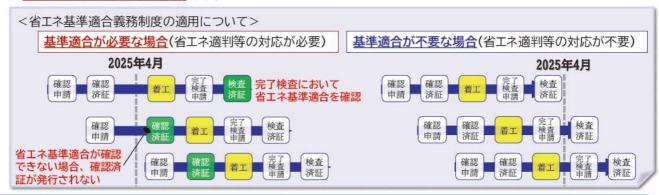
✓ 2025年3月以前に着手する増改築であって、現行制度で義務付け対象となる場合は、既存部分を含めた建築物全体で省エネ基準適合が必要。

Point

省エネ基準適合義務制度は2025年4月(R7年4月)以降に工事に着手するものから適用されます。

基準適合義務制度の適用について

- 省エネ基準適合義務制度は2025年4月 (R7年4月)以降に工事に着手するものから適用されます。
- このため、2025年4月以降に工事着手が見込まれる場合は、法施行前から予め省エネ基準に適合した 設計としておくことが必要です。



留意事項

- ✓ 確認申請から確認済証の交付までには一定の審査期間が必要です。このため、2025年4月前の着工を予定する場合は、余裕をもって建築確認申請をしてください。
- ✓ 2025年4月よりも前に工事着手予定で建築確認の確認済証を受けた場合でも、実際の工事着手が2025年4月 以降となった場合は、完了検査時に省エネ基準への適合確認が必要です。省エネ基準への適合が確認できない場合、検査済証が発行されませんので、一定の余裕を持って省エネ基準適合義務制度に対応してください。

62

47

建築物省エネ法(省エネルギー基準)

国資料 P-64

Point

▶ 省エネ基準適合に当たっては、住宅の場合は外皮性能基準と一次エネルギー消費量基準、 非住宅の場合は一次エネルギー消費量基準に、それぞれに適合する必要があります。

省エネ基準について

省エネ基準は、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第 1号)」(基準省令)により規定されています。

住宅: 外皮性能基準+一次エネルギー消費量基準 非住宅: 一次エネルギー消費量基準

外皮性能基準

住宅

外皮(外壁、窓等)の表面積当たりの熱の損失量(外皮平均熱 貫流率等)が基準値以下となること。

※「外皮平均熱貫流率」=外皮総熱損失量/外皮総面積

一次エネルギー消費量基準

住宅 非住宅

右記の設備機器等における一次エネルギー消費量 (太陽光発電設備等による創エネ量(自家利用 分)は控除)が基準値以下となること。 床 外壁・窓 一次エネルギー消費量の算定対象となる設備機器等>

<外皮を通した熱損失のイメージ>

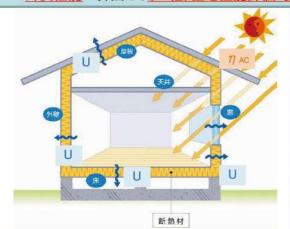
屋根

一次エネルヤー 行真重の昇足対象となる設備機器等空気調和設備(暖冷房設備) 換気設備 照明設備 給湯設備 昇降機(非住宅のみ)



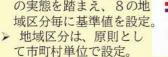
Point

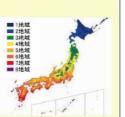
- ▶ 住宅の外皮性能は、UA値(ユー・エー値)とnAC値(イータ・エーシー値)により構成され、いずれも、地域 区分別に規定されている基準値以下となることが必要です。
- ▶ 外皮性能の算出は、(一社)住宅性能評価・表示協会のHPで公開されている計算シートが活用可能です。



(参考)地域区分について

▶ 省エネルギー基準は、 各地域の外気温傾向や使 用されている設備機器等 の実態を踏まえ、8の地





外皮平均熱貫流率(U_A) ~~~

- 室内と外気の熱の出入りのしやすさの指標
- 建物内外温度差を1度としたときに、建物内部から外界へ逃げる単 位時間当たりの熱量※を、外皮面積で除したもの ※換気による熱損失は除く
- 値が小さいほど熱が出入りしにくく、断熱性能が高い

単位温度差当たりの外皮総熱損失量 UA = 外皮総面積 (W/m*K) 地域区分 2 3 6 8 1 外皮平均勢冒流率の基準値: 0.46 | 0.46 | 0.56 | 0.75 | 0.87 0.87 0.87 $U_{\Delta}[W/(m^2 \cdot K)]$

冷房期の平均日射熱取得率(NAC)

- 太陽日射の室内への入りやすさの指標
- 単位日射強度当たりの日射により建物内部で取得する熱量を冷房 期間で平均し、外皮面積で除したもの
- 値が小さいほど日射が入りにくく、遮蔽性能が高い

7 AC = 単位日射強度当たりの総日射熱取得量 ×100

7172/1012	4154				
地域区分	1~4	5	6	7	8
冷房期の平均日射熱取得率の基準値: η _{AC} [-]	_	3.0	2.8	2.7	6.7

65

49

建築物省エネ法(一次エネルギー消費性能)

国資料 P-66

Point

- ▶ 建築物の一次エネルギー消費性能はBEI値(ビーイーアイ値)により判定され1.0以下となることが必要です。
- ▶ 算出に当たっては、建築研究所のHPで公開されているWebプログラムを活用してください。

-次エネルギー消費性能(BEI値)

BEIの算定方法等は基準省令において規定されています。

BEI: 実際に建てる建築物の設計一次エネルギー消費量を、地域や建物用途、室使用条件などにより定められている基 準一次エネルギー消費量で除した値



Point

- ▶ 省エネ基準への適合を確認するためには、新3号建築物を除き、エネルギー消費性能適合性判定(省エネ 適判)を受ける必要があります。
- ▶ 省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為に該当する場合は省エネ適判を省略し、建築確認審査と一体的に省エネ基準への適合を確認します。

省エネ性能の評価方法について

- ▶ エネルギー消費性能適合性判定(省エネ適判)
 - ✓ <u>所管行政庁**</u>又は国土交通大臣の登録を受けた<u>建築物エネルギー消費性能判定機関</u>において判定を受けることができます。
 - ✓ 判定を受けた結果、省エネ基準への適合が確認された場合は、適合判定通知書が発行されます。
 - ✓ この適合判定通知書(又はその写し)を、建築確認申請を行っている機関等へ提出してください。

※所管行政庁:建築主事を置く市町村の区域は市町村長、それ以外の区域は都道府県知事

- ▶ 省工ネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為(①から③のいずれか。 住宅 に限る。)に該当する場合は、省工ネ適判を省略し、建築確認審査と一体的に省エネ基準への適合を確認
 - ①仕様基準*に基づき外皮性能及び一次エネルギー消費性能を評価する住宅
 - ②設計住宅性能評価を受けた住宅の新築
 - ③長期優良住宅建築等計画の認定又は長期使用構造等の確認を受けた住宅の新築

※平成28年国土交通省告示第266号(省工ネ基準)、令和4年国土交通省告示第1106号(誘導基準)

51

建築物省エネ法(省エネ基準に基づく評価方法(戸建て住宅))

- ・省エネ基準適合の確認方法として、2種類のルートが設けられている。
- ・計算ルートの場合は、省エネ適合性判定が必要となり、仕様基準ルートのように審査が比較的容易な場合は、建築確認において審査が行われる。

計算ルート

パソコン等で行う 精緻な評価方法

部位毎の面積・長さを 計算する

外皮性能

+

各部材の熱伝導率等 より部位の外皮性能 を計算

一次エネルギー消費 性能 設置する各設備の 性能・仕様を入力し、 WEBプロで計算

仕様基準ルート

仕様で判断を行う 評価方法

仕様基準への 適合確認のみ (計算不要)

仕様基準への 適合確認のみ (計算不要)

建築物省エネ法(基準への適合方法・手続き)

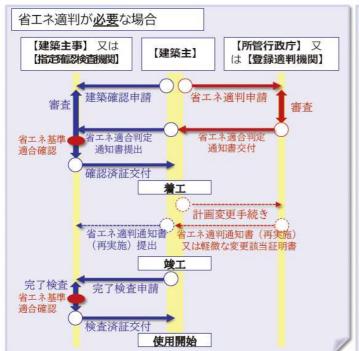
国資料 P-68

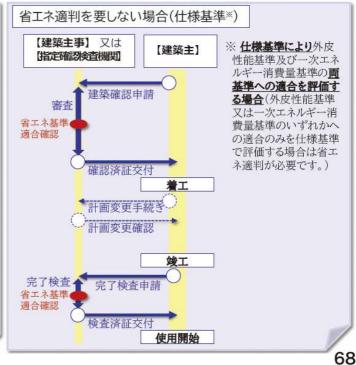
Point

外皮基準と一次エネルギー消費量基準への適合を仕様基準等により評価する場合、通常の建築確認の手続きの中で省エネ基準適合を確認します。

手続きの流れ

省エネ基準への適合確認手続きは、省エネ適判の必要性の有無で変わります。





53

住宅性能評価等を活用した省エネ基準適合の審査手続きの合理化

P-69 省エネ適判機関の審査負担軽減のため、設計住宅性能評価書等を活用した場合の省エネ適判の審査を合理化しています。 コース1:設計住宅性能評価書等を受けた場合の省エネ適判の省略 コース2:省エネ適判と設計住宅性能評価等を併せて受ける場合の省エネ適判に係る添付図書の合理化 コース2:省エネ適判と設計住宅性能評価等を併せて受ける場合の省エネ適 コース1: 設計住宅性能評価書等を受けた場合の省エネ適判の省略 判に係る添付図書の合理化 確認済証 確認済証 檢查済証 完了被查 檢查済証 完了検達 確認検査 申請 設計住宅性能 設計住宅性能 住宅性能評価 評価書交付 省工本適判 省工本適利 通知書交付 省エネ基準関連部分のみ先行評価 通常の省エネ連判申請時に必要な書類の大半を不要とする

コース1:設計住宅性能評価書等を受けた場合の 省工ネ適判の省略	項目	コース2:省エネ適判と設計住宅性能評価等を併せて受ける場合の省エネ適判に係る添付図書の合理化	
可能	省エネ適判の省略の可否	不可	
確認審査の末日の3日前までに設計住宅性能評価書又 はその写しの提出が可能な場合	適用可能なケース	設計住宅性能評価の申請時点で、確認審査の末日の3日 前までに設計住宅性能評価書又はその写しの提出が困難 と見込まれる場合	
確認検査と設計住宅性能評価の申請先は異なってもよい	申請先の要件	省工ネ適判と設計住宅住宅性能評価を同一機関に申請すること	
確認申請時に宣言書※の提出が必要 等	提出書類	設計住宅性能評価の申請に係る添付図書のうち省エネ性 能に係るものを確保計画の添付図書とみなす 等	

※ 評価書又はその写しを確認審査の末日の3日前までに確認申請書を提出した建築主事等に提出することとし、 提出できない又は困難と見込まれる場合は、省エネ適判を受ける旨を記載

建築物省エネ法(住宅の仕様基準について)

- ・建築物省エネ法における住宅の省エネ基準では、省エネ計算を行わず省エネ性能(省エネ基準・ ZEH水準)への適合を簡易に確認できる方法として仕様基準が定められており、各地域における気候特性に対応した「仕様基準ガイドブック」が作成されている。
- ・この仕様基準を用いる場合は、建築確認手続きにおいて「省エネ適合性判定」が不要となる。

仕様基準を活用する主なメリット

- ① 省エネ性能 (省エネ基準・誘導基準※1) への適合を簡単に確認可能 ※1 長期優良住宅、ZEH水準等に対応
- ② 2022年11月に仕様基準を見直し、使い勝手が向上
- ③ 建築確認手続きにおいて「省エネ適合性判定」が不要(予定)
- ④ 省エネ基準やZEH水準の省エネ性能を評価する各種制度※2にも活用可能
- ※ 2 住宅性能評価、BELSの評価等

住宅ローン減税の申請時に送出可能

⑤ 外皮性能を「仕様基準」で確認し、一次エネルギー消費性能を計算することも可能

什様基準ガイドブック

・木造戸建住宅を対象※3として、仕様基準についてチェックリストを用いて 簡単に確認する方法を説明する、「仕様基準ガイドブック」を作成。

・1~3地域/4~7地域/8地域のそれぞれの気候特性にも対応

※3 8地域はRC戸建住宅も対象

(左)省Iネ基準編、(右)誘導基準編▶



55

【参考】地域区分

地域の区分	市町村			
4	若桜町、日南町、日野町			
5	倉吉市、智頭町、八頭町、三朝町、南部町、江府町			
6	鳥取市、米子市、境港市、岩美町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、 日吉津村、大山町、伯耆町			

仕様基準の数値等

断熱材の熱抵抗 R [ml・K/W]

表中の数値以上であるこ

都位		4~7 地域			
		充填断熱		外張断熱	
			枠組壁工法	71,MB/M	
屋根 又は 天井	屋根	4	.6	4.0	
産収 メは 入弁	天井	4.0			
壁		2.2	2.3	1.7	
床	外気に接する部分	3.3	3.1	2.5	
<i>I</i> T	その他の部分	2.2	2.0	_	
土間床等の外周部分の	外気に接する部分	1.7			
基礎壁	その他の部分		0.5		

開口部の熱貫流率 U [W/(mi·K)] と日射遮蔽対策

表中の数値以下であること

開口部	4. 地域	5~7 地域
熱貫流率	3.5	4.7
日射遮蔽対策	-	以下のいずれか ●開口部の日射熱取得率が 0.59 以下であるもの ●ガラスの日射熱取得率が 0.73 以下であるもの ●付属部材を設けるもの ●ひさし、野巻を設けるもの

砂備機架の仕類

	設備	4 地域	5~7 地域			
	住戸全体を 暖房する方式	ダクト式セントラル空調機であって、ヒートポンプを熱源とす	けるもの			
暖房設備	居室のみ 暖房する方式	以下の(イ)から(ハ)までのいずれか (イ)温水圏房用パキルラジエーターであって、以下のいず れかの熱到機を用い、かっ造管に画所物度があるもの ・ 石油能測器であって、JIS 53031 に規定する熱効率が 83.9%以上であるもの ・ ガス熱測器であって、JIS 53121 に規定する熱効率が 78.9%以上であるもの ・ プストルースをある。 ・ プロン境が冷緩として使用された電気ヒートボンが熱差機 (コ)強削対点式の使用された電気ヒートボンが熱差 もの (ハ)ルームエアコンディショナーであって、JIS B8615-1 に 規定する服房能力を消費電力で除した数値が、以下 の廃出式により求められる基準輸出上であるもの ・ の 2312 ** は関閉的 「RW) + 6.16	か れかの熱湿機を用い、かつ配管に断熱電があるが で 石油熱温度であって、JIS S3031 に規定する熱効率 77.8% 以上であるもの ・ ガス熱温度であって、JIS S2112 に規定する熱効率 82.5% 以上であるもの ・ ブス熱温度であって、JIS S2112 に規定する機効率 82.5% 以上であるもの ・ ブス熱温度であって、JIS S2615 に規定する機関能力を消費電力で輸いた数値が、下の損止式により求められる基準輸以上であるも - 0.5217 ・ 機関能力を消費電力で輸いた数値が、下の損止式により求められる基準輸以上であるも - 0.5217 ・ 機関能力 た例(W) + 6.16			
冷房設	住戸全体を 冷房する方式	ダクト式セントラル空調機であって、ヒートポンプを熱源とするもの				
設備	居室のみ 冷房する方式	ルームエアコンディショナーであって、JIS 88615-1 に規定する冷房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出 により求められる基準値以上であるもの - 0.504×冷房能力 [kW] + 5.88				
換気設備		以下のいずれか ・比別策関力 (稀交換換気影像を採用する場合にあっては ・3、W/ (㎡/h)] 以下の換気影響 ・内径 75mm 以上のダウト及び施済職業を用いるダク) ・内径 75mm 以上のダウトを用いるダクト式第一種検充等 ・軽付式第二種換気影響と対します。 ・壁付式第二種換気影響と対域付式第二種換気影響	・式第一種換気設備(熱交換換気設備を採用しない場合に限る			
給湯設備		以下のいずれか ・ 石油能温機であって JIS 52075 に規定するモード熱効率 が 81.3% 以上であるもの ・ ガン化温機であって JIS 52075 に規定するモード熱効率 が 83.7% 以上であるもの ・ 二酸(比率 (CO ₂) が予報として使用された電気ヒート ボンド温機であって JIS 52201 に規定するふう熱図 収穫能を使用しない場合の年間結准保温効率 又は 年間治温例率が、2.9 以上であるもの	が 77.8% 以上であるもの ● ガス給湯機であって JIS S2075 に規定するモード熱効・ が 78.2% 以上であるもの			
照明設備		非国家に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しないこと				

3 施行日前後の取扱い

57

改正建築基準法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項

国資料 P-20

○建築確認・検査の対象となる建築物の規模の見直し等は、<u>施行日(令和7年4月1日)以後に工事に着手するものについて適用されます。</u>

【留意事項】

- 1. 施行日前後の建築確認・検査の取扱いが変更されます(下図参照)
- 2. 建築確認を円滑に進めるため、
 - ・下図④の場合は建築基準関係規定への適合性について
 - ・下図⑩の場合は構造関係規定等への適合性について

施行日前から建築主事・指定確認検査機関とあらかじめ相談することをご検討ください。

- 3. 下図⑪⑫の場合など、施行日以後に行われる消防同意については、同意期限が7日以内に変更となります。
- 4. <u>都道府県及び限定特定行政庁における建築主事の業務範囲が変更となりますので、施行日以後の申請先にはご注意ください。</u>
- 5. 確認申請から確認済証の交付まで一定の審査期間が必要となるため、施行日前に工事に着手する予定の場合は、<u>時間的余裕をもって建築確認</u>申請を行ってください。
- 6. 施行日前に確認済証が交付され、施行日以後に着工するものについては、着工後の計画変更や検査において、構造関係規定等への適合の確認が必要となり、適合の確認ができない場合には、計画変更に係る確認済証や中間検査合格証、検査済証が交付されないため、一定の余裕をもって対応してください。

確認・検査の対象外から新2号になる木造建築物の取扱いく都市計画区域等の区域外> 構造関係規定等への 確認申請 法施行日(令和7年4月1日) (附則第3条) 適合確認 着工 設計 完了 (1) 不要 **>** ≘ (2) 不要 変更 (3) 不要 着工完了検査 確認 確認 確認:審査する 洛証 (4) 着工前に必要 検査:検査する

改正建築基準法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項 国資料

l⊟4₽	号から新2号になる木造建築物の取扱	い<都市計画区域等の 区域内 >		
	法施行日(令和	17年4月1日)	構造関係規定等への 適合確認	留意点
⑤	確認 確認		確認:審査しない 検査:検査しない	
6		→ ★	確認:審査Uない 検査:検査Uない	_
7		**	確認:審査Uない 検査:検査Uない	Ι
8	計画変更	確認 済証	確認:審査Uない 計画変更:審査Uない 検査:検査Uない	
9		O ● ☆★	確認:審査Uない 計画変更:審査Uない 検査:検査Uない	_
10			確認:審査Uない <u>計画変更:審査する</u> <u>検査:検査する</u>	⑦、⑨、⑫となるよう調整すること が考えられる
(1)			<u>確認:審査する</u> 検査:検査する	施行日以後に行われる 消防同意については7日以内
12			<u>確認:審査する</u> 検査:検査する	施行日以後に行われる 消防同意については7日以内

59

改正建築基準法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項

国貝科 P-22

中田市心		になる木造建築物の取扱い<都市計画区域等の <mark>令和7年4月1日)</mark> 「	確認申請 (附則第3条)	構造関係規定等への 適合確認
4	設計	完了 検査 検査 申請 済証 申請 済証	着工前に必要	<u>確認:審査する</u> 検査:検査する

【留意事項】

- 1. 施行日以後に着工するものは建築確認・検査の対象となり、その際、構造関係規定等についても適合を確認する必要があります。
- 2. 施行日以後の建築確認を円滑に進めるため、施行日前から建築基準関係規定への適合性について、建築主事・指定確認検査機関とあらかじめ相談することをご検討ください。

【留意事項】

- 1. 施行日前に確認済証が交付され、施行日以後に着工するものについては、着工後の計画変更や検査において構造関係規定等への適合性の確認が必要となるため、確認申請の段階から構造関係規定等への適合性について、建築主事及び指定確認検査機関とあらかじめ相談することをご検討ください。
- 2. 着工後の計画変更や検査において、構造関係規定等に係る図書の追加提出が必要となるため、構造関係規定等が建築確認・検査の対象外となる施行日前の着工とすることや、建築確認において構造関係規定等への適合性を確認するために建築確認申請を施行日以後に遅らせること等の対応により、申請者等の負担を軽減することが考えられます。

壁量基準等の経過措置の適用に関する留意事項

国資料 P-23

○ <u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までに工事に着手するもの</u>について、現行(改正前)の壁量基準等によることができます。

【留意事項】

- 1. 地階を除く階数が2以下、高さが13メートル以下及び軒の高さが9メートル以下である延べ面積が300㎡以内の木造建築物が対象になります。
- 2. 改正後の基準によることとするための設計の変更に時間を要すること等により、当該基準により難いと認められる場合に適用可能です。 (建築確認・検査においては、改正後の基準により難いと認められる場合に適合することの確認に必要な図書の提出は必要ないこととする予定)
- 3. 経過措置の対象となるのは、<u>壁量</u>(令第46条。枠組壁工法等(順次追加予定)を含む。)及び<u>柱の小径</u>(令第43条)になります。 経過措置を適用する場合であっても、壁量と柱の小径について現行(改正前)の基準に適合していることの審査がされる</u>ことになります。
- 4. 確認申請書(第三面18.)と建築計画概要書(第二面20.)に<u>経過措置の適用の有無の記載欄</u>があります。 (施行日前後の記載方法は下記参照。適用区分の記載欄の「その他」には、枠組壁工法等(順次追加予定)が該当します。)

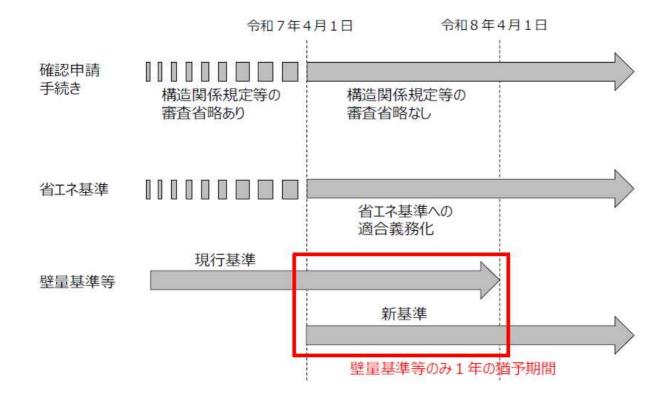
	法施行日(令和7年4月) 「		構造関係規定等への 適合確認	様式の記載上の留意点
10	確認 確認 申請 済証	完了 検査 検査 変更 済証 申請 済証	確認:審査しない <u>計画変更:審査する</u> <u>検査:検査する</u>	中間・完了検査(計画変更) 申請書の備考欄に 経過措置の適用の有無を記載
11)			<u>確認:審査する</u> 検査:検査する	「その他必要な事項」の欄に 経過措置の適用の有無を記載
12			確認:審査する 検査:検査する	改正後の様式を使用又は 改正前の様式に経過措置の適用 の有無の記載欄を追加して使用

61

改正建築基準法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項

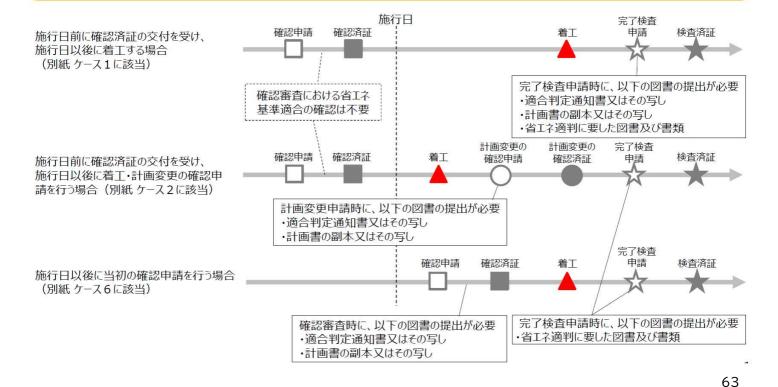
国資料 P-24

○2階での木造一戸建で住宅等に係る壁量基準等については、経過措置として、令和7年4月1日から令和8年3月31日までは、現行の壁量基準等を活用することができるが、審査省略制度(4号特例制度)の見直した省エネ基準の適合義務化は令和7年4月1日からスタートするため、注意が必要。



改正建築基準法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項

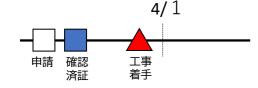
- 〇施行日前に確認済証の交付を受け、施行日以後に着工する場合は、完了検査申請時に適合判定通知書又はその写し、計画書の副本又はその写し及び添付図書等が提出されることとなる。
- ○施行日前に確認済証の交付を受け、施行日以後に着工し、計画変更の確認申請を行う場合は、計画変更申請時に適合判定通知書又はその写し、計画書の副本又はその写しが提出されることとなる。



お願い事項

確認済証の交付の時期と工事着手日によって手続きが 異なります。

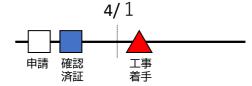
都市計画区域内の場合



確認済証の交付:3月31日以前 工事着手 :3月31日以前

- □3月は確認申請窓口が込み合うことが予想されますので、 余裕をもって確認申請のご提出をお願いします。
- □ 申請状況によっては3月中に確認済証の交付ができず、4 月1日以降に審査がずれ込む場合があります。その場合は、 改正法の適用になり、構造等の4号特例の部分の確認が必 要になります。
- □ 工事着手がわかる資料の整理をお願いします。

都市計画区域内の場合



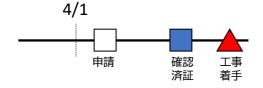
確認済証の交付:3月31日以前 工事着手 :4月1日以降

- ■3月以前に4月1日以降の工事着手で確認申請を提出する場合、構造等の4号特例の部分について確認申請時に確認する場合がありますので、改正後の法適合性について、あらかじめ窓口に相談をお願いします。
- □ 省エネ基準を仕様規定等以外で省エネ計算による場合は、 4月1日以降に適合性判定の申請が必要となり、計画変更 もしくは完了検査申請時に副本等の提出が必要です。
- □ 改正法への適合を計画変更または完了検査時に確認できない場合は、検査済証等を交付することができません。
- ■5月以降の着手のものは、年度内は窓口が込み合うことからなるべく4月1日以降に申請をお願いします。

65

お願い事項

都市計画区域内・区域外の場合



確認申請の提出:4月1日以降 工事着手:4月1日以降

- □ 申請様式は、改正後の様式でご提出をお願いします。
- □ 法定審査期間は35日ですので、工事着手の35日前までに 申請をお願いします。
- □ 省エネ基準を仕様規定等以外で省エネ計算で適合させる場合は、適合性判定の申請が必要です。
- □ 構造の経過措置の適用を受ける場合も、構造関係書類の添付が必要です。
- □ 手数料が改正された場合、改正後の金額で納付ください。
- □ 都市計画区域外で4月上旬に着工したい場合は、3月以前に申請はできませんので、提出予定の確認申請窓口・省エネ適合判定機関等に事前相談の上、申請をお願いします。

【参考】工事の着手

工事の着手の時点

一般的には「杭打ち工事」「地盤改良工事」「山留め工事」又は「根切り工事」に係る工事が開始された時点です。

工事の着手に該当しない行為

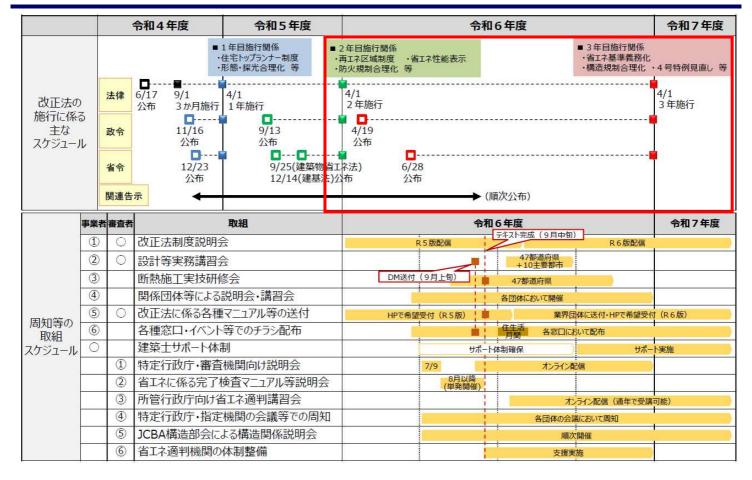
- 地盤調査のための掘削行為、ボーリングの実施
- 現場の整地、やり方
- ・ 地鎮祭の挙行
- 現場の仮囲いの設置
- 現場事務所の建設
- 既設建築物の除却
- 現場への建設資材、建設機械の搬入
- 工事請負契約書の締結

完了検査等で着工日を確認する場合がありますので、改正法施行日をまたぐ工事の場合、検査員等に資料が求められた際に提出ができるよう、着工日の確認できる資料の準備をお願いします。(例 着工日のわかる工事看板入りの工事写真、工程表等)

67

【参考】国の今後のスケジュール

【参考】改正法施行に向けた国土交通省のスケジュール(予定)



(国の改正建築物省エネ法・建築基準法の円滑施行に関する連絡会議資料から抜粋)

69

【参考】国が実施する説明会等

<事業者向け周知方策>

	目的	対象者		実施回数・時期	備考	
①改正法制度説明会	・制度(政省令含む)を中心とした全体像の周知【共通】	広〈関係者 (建築士、審査者、 関係事業者等)		【R5】11月 10主要都市×1回 【 R6】 動画配信(通年)	オンライン講座としてHPで通年 受講可 ※動画は秋頃R6版に更新の上、 R7以降も継続配信予定	
②設計等実務講習会	・制度(政省令含む)を中心 とした全体像の周知【共通】 ・建築物省エネ法の手続きや 仕様基準等の習熟 ・旧4号に係る手続き、図書、 構造基準の習熟	中小の工務店・選士 (審査者も可)		【R5】11月~2月 対面:全都道府県×1回 動画:通年配信 【 R6】10月中旬~12月予定 対面:全都道府県×1回 (10主要都市は2回) 動画:通年配信	9月上旬(予定) に ・DMによる周知 ・プレスリリース ・予約開始 ※テキストはR6版に更新予定 ※動画は秋頃R6版に更新の上、R7以降も継続配信予定	
③断熱施工実技研修会	・断熱施工技術への習熟	中小の工務店・建士		【R5】6月~2月 都道府県単位 【 R6】8月上旬~1月を予定 都道府県単位	7月上旬 から予約開始予定	
④関係団体等による 説明会・講習会	・関係団体(業界団体、特定 行政庁、指定機関)等が関 係する会員等向けに実施	関係団体の会員事 業者等		[R5] [R6]7月以降順次の開催を 依頼	※各団体の講師養成のための 国交省からの講師派遣・テキ スト提供を要請に応じて実施	
⑤改正法に係る各種 マニュアル等の送付	・省エネ手続き、4号特例飲み直し等に係る申請・審査マニュアル等について、希望者に対して個別資料発送	業界団体·事業者		【R5】講習会等時の配布、 DMでの個別送付 【R6】HPで随時希望受付	R6版資料の作成(10月頃を 予定)後は、送付資料をR6版 に切替え	
⑥各種窓口・イベント等で のチラシ配布	・省エネ適判に必要な制度や 評価方法に係る理解を深めること	広〈一般		【R5】DMでの個別送付、各団 体を通じた配布 【R6】各種窓口:通年配布、 DMの個別送付	建築士事務所と建設業許 可(建築一式工事)を受 けた事業者にDM発送	

【参考】改正法施行に向けた国土交通省のスケジュール



<国実施の講習会> 建築基準法・建築物省エネ法 設計等実務 講習会

- 令和6年度は令和6年度公布の省令/告示の概要、建築確認申請・省エネ適判申請時における 注意点などについて開催。
- 同様の内容についてオンライン講座を受けられるサイトを開設予定(現在のオンライン講習サイトを更新)

※全国47都道府県で開催

講習会専用HP

鳥取会場(各回定員850名)

日時:令和6年11月14日(木)

10:00-12:30 14:00-16:30の2回 会場名:鳥取市民会館 大ホール 会場住所:鳥取県鳥取市掛出町12

島根会場(各回定員1200名)

日時:令和6年11月15日(金)

10:00-12:30 14:00-16:30の2回

会場名:島根県民会館 大ホール 会場住所:島根県松江市殿町158

71

4 検査済証のない建築物の増築等について